

【共通問題 第1問】

X株式会社（以下、「X社」という）は、自家用発電機の製造、販売及びアフターサービスなどを手掛けるメーカーである。

2021年10月1日、X社は、不動産会社であるA株式会社（以下、「A社」という）から、次の仕事を受注した。

（仕事の内容）A社が所有し運営する α ビル用に、自家用発電機1台を製造し、 α ビルの所定の場所へ当該発電機を納入し、設置すること。

なお、この自家用発電機は、停電時などに一定の秒数以内に起動して必要な電源を供給する無停電電源装置であり、 α ビル用に出力やサイズなどが特別仕様となっていた。

（報酬）納入検査に合格した翌月末払い。

（契約不適合責任）規定なし。

2021年10月頃、X社は、上記自家用発電機を製造するため、B株式会社（以下、「B社」という）に対しカタログ品である変圧器1台を発注し、2021年12月17日、B社から当該変圧器1台（以下、「本件変圧器」という）の納入を受けた。

X社は、本件変圧器を組み入れた、当該自家用発電機（以下、「本件発電機」という）を製造し、2022年5月12日、本件発電機を α ビルに納入し、設置した。

同月19日、A社は、X社に対し、本件発電機が納入検査に合格した旨の合格証を発行した。

2023年2月22日、A社から依頼されて、X社が本件発電機の定期点検に訪れて稼働させた際、本件発電機は所定の起動時間内に起動しなかった。そのため、X社は、 α ビルから本件発電機を持ち帰って分解し、不稼働の原因を調査したところ、本件変圧器に予定以上の電流が流れて短絡したために本件発電機が稼働しなかったことが判明した。また、この事象の原因となった本件変圧器の不具合は、B社からX社への本件変圧器の納入前から存在していたことも判明した。

なお、X社とA社との間の契約では、契約の目的物、仕様、納期、契約金額、支払い方法、準拠法を日本法とする旨の定め、紛争解決方法等についての規定が設けられていたが、契約不適合責任に関する特段の条項は定められていなかった。また、X社とB社との間の契約では、契約の目的物、仕様、納期、契約金額、支払い方法、準拠法（日本法）、紛争解決方法等に関する定めに加え、目的物（本件変圧器）のB社からX社への納入から1年間に限って、B社はX社に対して契約不適合責任を負う旨が規定されていた。

（問題）

上記の事例において、以下の設問に答えなさい。

設問（1）

2023年4月の時点において、X社に対しA社からどのような法律構成に基づく請求がなされる可能性があるかについて、両社間の法律関係を考慮しつつ、X社として最も想定しておくべき請求を1つ挙げ、その要件及び効果を説明しなさい。

設問（2）

※営利目的での使用は禁止します

X社がA社から設問（1）で挙げた請求がなされる可能性があることを踏まえ、2023年4月の時点で、X社は、B社に対してどのような法律構成に基づく請求をすることが考えられるか。考えられるものを全て挙げ、それぞれに対してB社から提出される抗弁とともに、X社のB社に対する請求が認められるか否か、説明しなさい。

設問（3）

上記の事例において、X社の取締役であり、本件発電機を製造した工場の工場長でもあった甲は、B社の本件変圧器と同一機種の変圧器を使用した別の自家用発電機において当該変圧器の短絡に伴う基盤の焼損事故が複数件生じていたこと、そしてそのうちの1件については、自家用発電機の外見からも焼損が見て取れ、周囲に可燃性の素材のものがあれば、燃え広がっている可能性があったことについて、部下である乙から報告を受けていたが、本件発電機の製造に際し、この点に関して具体的な指示を出していなかった。

なお、X社の取締役会での決議により、甲は当該工場で製造される製品の品質全般について責任と権限を有していた。

上記の事情も前提として、甲個人のX社に対する責任について、会社法の条文を指摘しながら説明しなさい。

【共通問題 第2問】

日本国内で医薬品の卸売業を営む株式会社であるX社は、顧客のニーズに応えるため、子会社を通じて自社の医薬品販売とシナジー効果が見込めるジェネリック医薬品の受託製造業も手掛けており、同受託製造業の強化を経営戦略の一つとしている。

Y社は、日本国内でジェネリック医薬品の受託製造業を営む株式会社である。Y社の業績は堅調だが、Y社の発行済株式総数の40%を保有し、同社の現代表取締役でもあるAは、自己が別会社で経営する医薬品小売業に集中するため、Y社を売却する方針である。

この状況を受け、X社は、Y社の事業の全部を買収する検討を開始した。買収方法としては、X社がY社の株式全部を取得する方法、またはX社の完全子会社であり、日本国内で別のジェネリック医薬品の受託製造業を営むZ社がY社の事業の全部を譲り受ける方法のいずれかを検討している。

なお、X社、Y社及びZ社の年間売上高、総資産及び純資産は以下の通りである。Y社の発行済株式総数の60%は、同社の創業者で元代表取締役のBが保有している。

	年間売上高	総資産	純資産
X社	2000億円	1000億円	300億円
Y社	500億円	600億円	200億円
Z社	300億円	400億円	100億円

(問題)

上記の事例において、以下の設問に答えなさい。

設問(1)

一般に買収方法として、ある株式会社の事業の全部の譲受けを選択する場合の譲受人側のメリットとデメリットを、当該株式会社の株式全部の取得の場合と比較しながら説明しなさい。

設問(2)

X社によるY社の株式全部の取得、及びZ社によるY社の事業の全部の譲受けのそれぞれにつき、X社、Y社又はZ社において必要となる会社法及び独占禁止法上の手続があれば、それぞれについて説明しなさい。

設問(3)

X社及びZ社が上記方法によるY社の事業の買収交渉を進めたところ、Y社の取締役全員の賛同は得られたものの、Y社の株主であるBの強硬な反対により当該買収は事実上困難になった。そこでX社及びZ社は、Y社の工場の不動産、機械設備及びY社製品の製造技術(以下、「本件資産」という)を譲り受けることができれば、Y社のその他の資産(売掛金・原材料・在庫製品を含む)は不要と判断し、本件資産のみをZ社が購入する方針に変更した。購入にあたっては、Y社の重要な財産の処分としてY社の取締役会決議を得ることにした。この取引(以下、「本件取引」という)の法的有効性について説明しなさい。

なお、Z社としては、(ア) Y社の一部の役員及び従業員（Y社製品の製造及び販売上の主要人物）がZ社に転籍すること、(イ) Y社の主要顧客がZ社との取引開始に同意すること、及び(ウ) Y社が競業避止義務を負うことの3点を本件取引の条件とするが、Y社のその他の役員及び従業員がZ社への転籍を希望する場合は、処遇が従前より悪くならない条件でこれを受け入れる方針である。